

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 公立学校共済組合 行動計画

男女ともにワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2 計画内容

目標 1

職員の1月の所定外労働時間を
45時間以内とする。

取組内容

令和7年4月から

- ・ 定時退勤日の拡充・徹底等を進める。
- ・ 職員の所定外労働時間を適切に把握し、所定外労働の多い職員に個別に働きかけを行う。

目標 3

管理職に占める女性の割合を
30%以上にする。

取組内容

令和7年4月から

- ・ 男女公正な昇進基準になっているかを検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。

目標 2

各人の年次有給休暇の取得率を
年間付与日数の70%とする。

取組内容

令和7年4月から

- ・ 職員の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・ 掲示等により全職員に取得促進を呼びかけるとともに、取得状況を周知する。

目標 4

計画期間における男性の平均育児
休業取得率を30%以上とする。

取組内容

令和7年4月から

- ・ 制度等に関する説明資料を作成し、掲示等により積極的に周知する。